

中標津町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

第1 趣旨

中標津町では、本町にふるさと納税をしていただいた寄附者に対する感謝の意を表するとともに、町の魅力発信及び産業振興・観光振興による地域活性化を図ることを目的として、寄附者に返礼品として物品やサービス等（以下「地場産品等」という。）を贈呈するため、地場産品等を提供する事業者等（以下「協力事業者」という。）を募集します。

第2 取りまとめ委託業者

返礼品の取扱業務全般については、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等について、効率的な運営に万全を期するため、返礼品の取扱業務全般を代行する取りまとめ業者（以下「委託業者」という。）へ業務を委託します。

第3 募集する協力事業者の要件

協力事業者は、次の要件をすべて満たしていることを条件とします。

ただし、要件に適合していても、町が協力事業者として適当でないと判断した場合や返礼品として適当でない地場産品等と判断した場合は、協力事業者としないものとします。

- （1） 本町の地元特産品等（第4の「募集する返礼品の要件」に適合するもの）を取り扱っている法人や個人事業者などであること。
- （2） 納期到来分の町税等を滞納していないこと。
- （3） 代表者等が中標津町暴力団排除推進条例第2条第2号に規定する暴力団員、または同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- （4） 寄附者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」により取り扱うこと。なお、本業務により知り得た一切の事項について第三者に漏らしてはならず、本業務終了後も同様とする。
- （5） 地元産品の写真に係るデータの提供や撮影等、ふるさと納税のホームページ、パンフレットその他の製作や宣伝のために協力ができること。
- （6） 商品情報の開示が可能であること。

第4 募集する返礼品の要件

- 1 返礼品は中標津町の魅力や懐かしさを感じられるもので、町の特産物・農産物など地場産業の振興に寄与するものや、町への誘客のきっかけになるものなど幅広いものとし、次の要件を全て満たしていることを条件とします。

（1） 商品の場合

- ア 国が定める地場産品の基準を遵守していること。
- イ 品質及び数量について、品質管理と安定供給が見込める商品とする。なお、季節商材などの期間限定、数量限定で供給可能なものは可とする。また、単品、詰合せのどちらも可とする。
- ウ 返礼品は、受注後に概ね2週間以内に指示された送付先に、郵送、宅配便等で発送できるものとする（季節商材を除く）。

(2) 旅行券、体験等のサービスの場合

ア 次の要件にすべて該当しているものとする。

(ア) 中標津町内で提供されるもの。

(イ) 旅行券のうち航空券は中標津空港を離着陸する路線、宿泊券は中標津町内の宿泊施設に限る。ただし、町長が特に認めたものについてはこの限りではない。

(ウ) 体験等のサービスは、中標津町の魅力を発信し、交流人口の拡大等につながる要素をもつものとする。

イ 寄附者に対して寄附者氏名を記載した案内文書を郵送するほか、その権利に関する有効期限は概ね1年間とする。

ウ 体験型サービスの提供において、天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、同額程度の代替品を提供すること。

エ その他、別紙確認事項を承知すること。

(3) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等の関係法規を遵守し、違反していない地場産品等であること。

(4) 国から適宜示されるふるさと納税に関する通知に遵守していること。

2 返礼品の応募については、次のとおりとします。

(1) 返礼品の価格（税込、梱包代込）は、原則、寄附金額の25%以内とします。ただし、寄附金額等については、地場産品等の内容により調整する場合があります。なお、送料は別に定める金額とし、町が負担します。

(返礼品の価格の例)

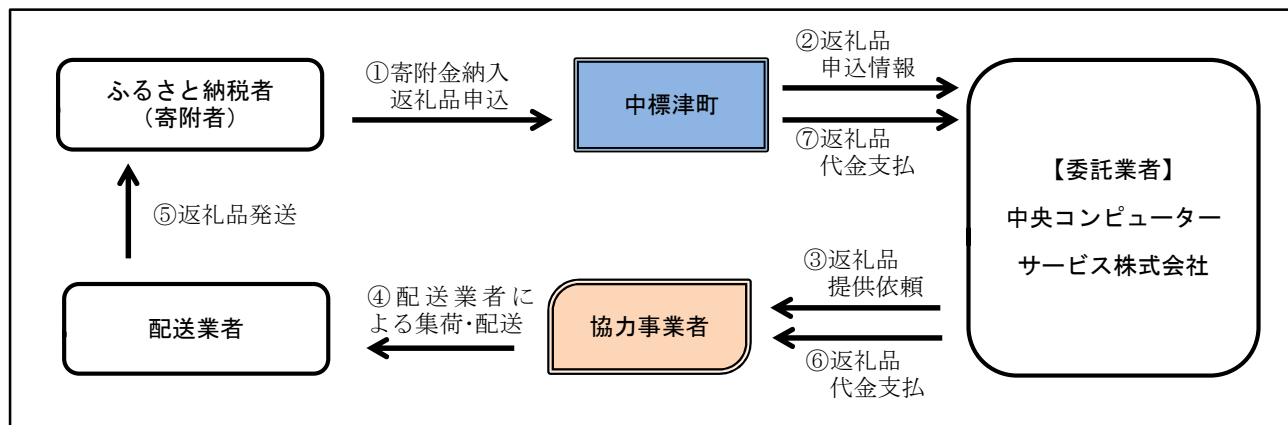
区分	寄附金額	返礼品の価格（税・梱包代込） ※送料を除く
①	10,000 円	2,500 円以内
②	13,000 円	3,250 円以内
③	15,000 円	3,750 円以内
④	20,000 円	5,000 円以内
⑤	35,000 円	8,750 円以内
⑥	100,000 円	25,000 円以内

3 返礼品贈呈の仕組みについて

寄附をいただいた個人のうち希望者に対して、寄附金額に応じた返礼品を贈呈します。なお、寄附金額により、返礼品を組み合わせることも可能とします。

また、商品代金の振込み時期は商品発送（発券）から1ヶ月半～2ヶ月後になることから、一定期間の立替えが発生することをご承知下さい。

【協力事業者の事業イメージ】



第5 協力事業者におけるメリット

- (1) 全国の寄附者に自社商品をPRすることで、新たな顧客の獲得を目指すことができます。
- (2) 町が提携するふるさと納税ポータルサイトに商品の画像、商品名、事業者名が掲載されるため、広告効果が期待できます。
- (3) 寄附者へ返礼品を発送する際に、自社パンフレット等を同封し、返礼品以外の商品もPRが可能です。

第6 応募方法

委託業者である中央コンピューターサービス株式会社へ下記記載の問合せ先までご連絡をお願いします。協力事業者及び特産品等の選定にあたっては、第3及び第4の要件に合致するかどうかを含め、総合的に判断します。

なお、適当と認められた場合は、別途委託業者との契約が必要となります。

第7 募集期間

随時

第8 その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容については、適正な管理等に万全を期すため、中央コンピューターサービス株式会社が取りまとめ及び審査し、町が決定します。
- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に中央コンピューターサービス株式会社まで連絡してください。

第9 問合せ先

【事業者・返礼品登録に関する問合せ先】 中央コンピューターサービス株式会社 〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1-2 SE 札幌ビル 10階 TEL：011-590-5552 FAX：011-788-3823 メール：furusato-biz@ccs1981.jp	【町担当】 中標津町役場 総務部政策推進課ふるさと応援係 〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地 TEL：0153-74-0727 FAX：0153-73-5333 メール furusato@nakashibetsu.jp
---	--

旅行商品の提案に関する確認事項

- 1 ふるさと納税の返礼品として旅行商品を応募する協力事業者は、次の項目について承知のうえ応募して下さい。
 - (1) 協力事業者は、旅行商品の予約等に関して寄附者と連絡調整を行う専属担当者を配置すること。
 - (2) 専属担当者は寄附者へ連絡を取り、交通手段・宿泊施設等の予約から寄附者の出発、帰着後まで、旅行会社としての一切の業務として誠意を持って対応すること。なお、寄附者から宿泊の延長や交通手段の追加予約等の申し出があった際も同様に対応するほか、その代金の受け渡しは寄附者と直接行うこと。
 - (3) 専属担当者はふるさと納税制度の概要を理解していること。